

吉賀町障がい者活躍推進計画

機関名	吉賀町
任命権者	吉賀町長
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）
吉賀町における障がい者雇用に関する課題	法定雇用率を満たしている状況は継続しているが、更なる採用に向けて、障がい者限定として一般職を公募してきた。しかしながら、応募がない又は合格基準に満たない状況が続いている。
目標	
採用に関する目標	計画期間内に現在雇用している職員の定着を目指す。また、在職する障がい者数が前年を下回らないこととする。
取組内容	
障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用推進者として、人事担当課長を選任する。 ○障がい者である職員の相談窓口を設定し、職員周知を行う。
障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じる際には、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
その他	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。